

令和4年度回覧物の持ち込み期限について

令和4年度の回覧物配布の持ち込み期限は下表のとおりです。

持ち込み期限（当日17時まで）の順守をお願いいたします。

回覧日	持ち込み期限	回覧日	持ち込み期限
令和4年	下記の17時まで		
4月①	3月31日（木）	11月①	10月31日（月）
4月②	4月14日（木）	11月②	11月14日（月）
5月①	4月27日（水）	12月①	11月30日（水）
5月②	5月14日（土）	12月②	12月14日（水）
6月①	5月31日（火）	令和5年	下記の17時まで
6月②	6月14日（火）	1月①	1月5日（木）
7月①	6月30日（木）	1月②	1月14日（土）
7月②	7月14日（木）	2月①	1月31日（火）
8月	7月30日（土）	2月②	2月14日（火）
9月①	8月31日（水）	3月①	2月28日（火）
9月②	9月14日（水）	3月②	3月14日（火）
10月①	9月29日（木）	4月①	3月30日（木）
10月②	10月14日（金）	4月②	4月14日（金）

1. 持ち込み期限は県・市の広報物について生駒市が定めている配布基準日（原則月初1回の前日）にしています。ただし、前日が日曜日の場合は土曜日にしています。
2. 生駒市の広報物は原則月1回ですが、自治会回覧は原則月2回とします。（原則1日・15日）
3. 緊急回覧がその都度実施されることがあります。
4. 回覧物の持ち込みは事前に会長又は関係部会長にご連絡ください。また、部数は160部ご用意ください。